

令和6年9月17日
海事局安全政策課

ＪＲ九州高速船株式会社に対して命令書を発出しました ～海上運送法第19条第2項及び第10条の3第7項に基づく行政処分～

国土交通省では、対外旅客定期航路事業者であるＪＲ九州高速船株式会社に対し、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施した結果、船舶安全法及び安全管理規程に違反する事実を確認したことから、本日9月17日付で下記のとおり、海上運送法第19条第2項に基づく「輸送の安全の確保に関する命令」及び同法第10条の3第7項に基づく「安全統括管理者及び運航管理者の解任命令」を行いました。

今後、事業者において再発防止策が確実に実施され、輸送の安全の確保が図られるよう、引き続き、厳格に指導監督を行ってまいります。

記

1. 輸送の安全の確保に関する命令について

(1) 処分対象事業者

ＪＲ九州高速船株式会社（所在地：福岡県福岡市博多区沖浜町14-1）

(2) 命令の内容

別添1参照

(3) 事案概要

ＪＲ九州高速船株式会社に対し、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施した結果、同社が運航する旅客船「QUEEN BEETLE」において、令和6年2月12日に浸水が確認されていたにもかかわらず、同年5月30日までの間、長期に渡り国土交通省への報告を怠たり、運航を継続したこと等、関係法令及び安全管理規程に違反する事実があることを確認した。

2. 安全統括管理者及び運航管理者の解任命令について

(1) 処分対象事業者

ＪＲ九州高速船株式会社（所在地：福岡県福岡市博多区沖浜町14-1）

(2) 命令の内容

安全統括管理者及び運航管理者の解任

(3) 解任を命ずる理由

別添2参照

(4) 解任すべき期限

令和6年10月31日（木）

<問い合わせ先>

海事局安全政策課 植村、鈴木、木村

（代表）03-5253-8111（内線 43551、43552、43566）

（直通）03-5253-8631